

# 消防用設備等の点検を実施し最寄りの消防機関へ報告していますか!?



消防用設備等が設置されている防火対象物の関係者は、機器点検を6ヶ月に1回以上、総合点検を1年に1回以上実施し、福祉施設、宿泊施設、飲食店、診療所、物販店などの特定防火対象物は1年に1回、共同住宅、学校、工場、倉庫、事務所などの非特定防火対象物は3年に1回、当該防火対象物を管轄する消防署へ点検結果報告書（点検票を含む。）を2部（正・副本）提出します。

※受付後1部（副）は返却します。詳しくは最寄りの消防署へお問い合わせください。

## 消火設備

- 消火器具
- 屋内消火栓設備
- スプリンクラー設備
- 不活性ガス消火設備
- 粉末消火設備など



## 警報設備

- 自動火災報知設備
- ガス漏れ火災警報設備
- 火災通報装置
- 非常放送設備など



## 避難設備

- 救助袋
- 緩降機
- 避難はしご
- 誘導灯・標識など



《消防用設備等の点検及び報告を怠ると……!?!?》

- ① 火災発生時、機能を果たせず被害が拡大し、物的被害とともに人的被害が発生する場合があります。
- ② 誤作動により119番通報され、消防機関が出動する場合があります。
- ③ 罰則（30万円以下の罰金又は拘留）を科せられる場合があります。